

※協同組合 第8号議案(添付資料)

長崎電気工事業協同組合 手続代行・保管管理制度に関する規約変更(案)

1. 申請料規約変更の目的

近年の申請料項目の多様化への対応及び事務局体制の安定化を図る事を目的に、長年据置になっておりました長崎電気工事業協同組合 手続代行・保管管理制度に関する規約変更を、下記の通りに見直しの実施をさせていただきたい。

2. 手続代行・保管管理制度に関する規約変更

1) 第2条 申請取扱いエリア等の変更について

新条文	旧条文
本規約は、九州電力送配電(株)管内に適用する。	本規約は、九州電長崎営業所管内に適用する

2) 第5条 他地域組合員の徴収率の変更について

新条文	旧条文
代行料から賦課金として、20%を徴収する。なお、他地域からの組合員からは、50%を徴収する	代行料から賦課金として、20%を徴収する。なお、他地域からの組合員からは、25%を徴収する

3) 第6条 ・第7条条文の削除について

現行の申請料規定に整合性を図るため、以下の条文の削除を実施する

【第6条】

代行料の入金方法は、全額を入金し4カ月目に賦課金を控除した金額を受取る方法と、申請時に賦課金のみを入金方法する方法から選択できる。

【第7条】

第6条により全額の入金を選択した場合は、代行料の支払いは、3ヵ月据置き、4ヵ月目に最初の1ヵ月分を支払う。

※尚、上記2条文の削除に伴い、旧条文 第8条を第6条に、旧条文 第9条を第7条に変更する。

4) 新第7条 ◎手続料・保管管理料基準表変更について

申請料項目の多様化への対応及び事務局体制の安定化を図る事を目的に、保管管理料基準表を以下の通りに変更する。

【電灯新設の場合】

(単位：円)

電 灯	A 現行料金 100%	現在の徴収額	B 変更料金20% 増 100%	変更後の徴収額	備考
定額灯	3,000	600	3,600	1,000	
街路灯	500	100	600	1,000	
5A	6,000	1,200	7,200	1,500	
10A	9,000	1,800	10,800	2,200	
15 A	12,000	2,400	14,400	2,900	
20 A	14,000	2,800	16,800	3,400	
30 A	16,000	3,200	19,200	3,900	
40 A	19,000	3,800	22,800	4,600	
50A	22,000	4,400	26,400	5,300	
60A	26,000	5,200	31,200	6,300	
10 k VAまで	30,000	6,000	36,000	7,200	
20 k VAまで	35,000	7,000	42,000	8,400	
30 k VAまで	40,000	8,000	48,000	9,600	
40 k VAまで	45,000	9,000	54,000	10,800	
50 k VAまで	50,000	10,000	60,000	12,000	
太陽光もしくは蓄電池設備				3,000	※契約種別申請額に左記金額を追加
太陽光+蓄電池設備				5,000	※契約種別申請額に左記金額を追加
新電力申請				5,000	※契約種別申請額に左記金額を追加
仮設手数料		400		1,000	
仮設手数料(新電力)		400		2,000	

【動力新設の場合】

(単位：円)

動力	A 現行料金 100%	現在の徴収額	B 変更料金20% 増 100%	変更後の徴収額	備考
3kWまで	5,000	1,000	6,000	1,200	
5 kWまで	7,000	1,400	8,400	1,700	
7.5kWまで	9,000	1,800	10,800	2,200	
10 kWまで	12,000	2,400	14,400	2,900	
15 kWまで	15,000	3,000	18,000	3,600	
20 kWまで	18,000	3,600	21,600	4,300	
25 kWまで	21,000	4,200	25,200	5,100	
30 kWまで	24,000	4,800	28,800	5,800	
31kW以上	30,000	6,000	36,000	7,200	

【電灯増設の場合】

(単位：円)

電 灯	A 現行料金 100%	現在の徴収額	B 変更料金20% 増 100%	変更後の徴収額	備考
30 A まで	5,000	1,000	6,000	1,200	
50 A まで	7,000	1,400	8,400	1,700	
75 A まで	9,000	1,800	10,800	2,200	
100 A まで	12,000	2,400	14,400	2,900	
150 A まで	15,000	3,000	18,000	3,600	
200 A まで	18,000	3,600	21,600	4,400	
250 A まで	21,000	4,200	25,200	5,100	
300 A まで	24,000	4,800	28,800	5,800	

【その他変更申請】

(単位：円)

電 灯	A 現行料金 100%	現在の徴収額	B 変更料金20% 増 100%	変更後の徴収額	備考
太陽光もしくは蓄電池設備(変更)				3,000	
太陽光+蓄電池設備(変更)				5,000	
新電力申請(変更)				5,000	
容量(減)	5,000	1,000	6,000	1,200	
工事無(伝票有)	5,000	1,000	6,000	1,200	

【動力増設の場合】

(単位：円)

動力	A 現行料金 100%	現在の徴収額	B 変更料金20% 増 100%	変更後の徴収額	備考
3kWまで	5,000	1,000	6,000	1,200	200
5 kWまで	7,000	1,400	8,400	1,700	300
7.5kWまで	9,000	1,800	10,800	2,200	400
10 kWまで	12,000	2,400	14,400	2,900	500
15 kWまで	15,000	3,000	18,000	3,600	600
20 kWまで	18,000	3,600	21,600	4,300	700
25 kWまで	21,000	4,200	25,200	5,100	900
30 kWまで	24,000	4,800	28,800	5,800	1,000
31kW以上	30,000	6,000	36,000	7,200	1,200

2.集合住宅申請料見直しについて

(単位：円)

住戸数	申請料	住戸数	申請料	住戸数	申請料
2戸	20,000	11戸	66,000	21戸	105,000
3戸	30,000	12戸	72,000	22戸	110,000
4戸	40,000	13戸	78,000	23戸	115,000
5戸	40,000	14戸	84,000	24戸	120,000
6戸	42,000	15戸	90,000	25戸	125,000
7戸	49,000	16戸	96,000	26戸	130,000
8戸	56,000	17戸	100,000	27戸	135,000
9戸	60,000	18戸	100,000	28戸	140,000
10戸	60,000	19戸	100,000	29戸	145,000
		20戸	100,000	30戸	150,000

※1. また、低圧引込にて上記以上の戸数の場合は、150,000円を頭打ちとする。

※2. ただし、その集合住宅に太陽光が付随する場合は別途5,000円を加算する。

※3. その他 特殊案件・大型案件についても、別途協議を実施する。

尚、申請料の改定については、令和 8年 6月 1日受付分より適用させていただきます。